

令和8年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項を 定めましたのでお知らせします。

このことについて、昨年10月に策定した「令和8年度香川県公立学校教員採用選考試験大綱」に基づき、出願方法並びに第1次及び第2次の各選考試験の実施方法等について、別添のとおり定めました。今回の実施要項の要点は下記のとおりです。

記

1 試験を実施する校種等

主に勤務する学校	教科・科目等	令和8年度 採用予定数	令和7年度 採用者数 ^{*1}
市町立小学校		223名程度	241名
市町立中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語		
県立高等学校 (特別支援学校高等部を含む) 高松市立高等学校	国語、世界史、日本史、公民、数学、化学、生物、保健体育、音楽、美術、書道、英語、家庭、情報、農業、機械、電気、建築、インテリア、土木(工・農)、水産(機関)、水産(栽培)	77名程度	68名
県立特別支援学校(小学部)			
県立特別支援学校(中学部)	市町立中学校と同じ		
県立特別支援学校(高等部)	県立高等学校と同じ		
市町立小学校・中学校	養護教諭	6名程度	6名
県立高等学校・特別支援学校			
市町立小学校・中学校	栄養教諭	1名程度	1名

※1 採用者数には令和6年9月13日の合格発表後の追加合格等を含む。

2 募集教科・科目等の昨年度からの変更点

(1) 市町立学校(小学校、中学校)

募集を新たに行う教科等 **なし**

募集しない教科等 **なし**

(2) 県立学校(高等学校、特別支援学校)、高松市立高等学校

募集を新たに行う教科等 **世界史、情報、建築、インテリア**

募集しない教科等 **地理、物理、商業、工業化学、金属工芸、漆芸、看護、理療**

3 主な変更点

(1) 「社会人向け採用猶予受験」を導入

全種別において、教員免許状を保有していない社会人を対象に、一般選考において、社会人向け採用猶予受験を実施する。合格した場合には、教員免許状取得のため2年間の採用猶予期間を与える。

(2) 元教諭等・現教諭等を対象とした「特別選考I②・③」を拡充

全種別において、過去において本県又は他の都道府県・指定都市の公立学校に加え、国立大学附属学校、私立学校の教諭等、養護教諭又は栄養教諭の職にあった者を対象に、また、現に他の都道府県・指定都市の公立学校に加え、国立大学附属学校、私立学校の教諭等、養護教諭又は栄養教諭の職にある者を対象に、第1次選考試験における総合教養を免除する。

(3) 専門的知識・技能に優れた人材を対象とした「特別選考I⑨」を追加

小学校、中学校、高等学校の種別において、教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる者、修士号、博士号等の学位の保有者、各種競技大会、コンクール、展覧会等における実績者を対象に、特別免許状の授与を前提とした特別選考を行う。

(4) 受験可能年齢を特別選考・一般選考ともに引き上げ

定年延長に伴い、特別選考と一般選考における受験可能年齢について、引き上げる。

4 令和7年度選考試験の出願者数と第2次選考試験合格者数

校種等		出願者数	受験者数[A]	2次合格者数[B] ※4	倍率[A/B]
小学校 ※1		399	345	134	2.6
中学校 ※1		384	344	120	2.9
高等学校 ※2		285	259	46	5.6
特別支援学校(小学部)		37	33	22	2.8
特別支援学校(中学部)		13	12		
特別支援学校(高等部)		17	17		
特別支援学校(自立活動)					
養護教諭 ※3	小・中学校	79	73	5	14.6
	高等学校・ 特別支援学校	76	71	1	71.0
栄養教諭		24	20	1	20.0
計		1,314	1,174	329	3.6

※1：「小学校」と「中学校」は併願を含む。

秋募集（出願者数22、受験者数21、合格者数12、倍率1.8倍）は含まない。

※2：高松市立高等学校への採用3を含む。

※3：「養護教諭 小学校・中学校」と「養護教諭 高等学校・特別支援学校」は併願を含む。

※4：合格者数は合格者発表時（令和6年9月13日時点）のものである。